

猪苗代湖の生物多様性とその保全

黒沢高秀（福島大学共生システム理工学類）

『裏磐梯・猪苗代地域の環境学』（塘忠顕編，福島民報社刊，2016年）で、「裏磐梯・猪苗代地域の生物多様性とその保全」という章を塘忠顕氏とともに分担執筆した。その中で、猪苗代地域は、中心となる猪苗代湖が大型湖沼でありながら pH の低い酸性湖沼で、生活排水や農業排水が流入しながら長瀬川から流入する凝集塊のリンの吸着効果により水質指標が極めて良好に保たれている点が特色で、水位操作が水生植物相に大きな影響を与えている可能性と、中性化などの急速な水質変化が生物多様性に大きな変化をもたらす可能性を指摘した。また、猪苗代地域において現在行われている水生植物の刈り取りや回収などの生物多様性の保全の試みについて簡単に紹介した。これらを踏まえ、生物多様性の保全およびそれを活かした地域の振興のために、地域の自然の特性を行政が理解し、住民や観光客にその普及・啓発を図ると共に、地域の自然・歴史・民俗の特性に基づいた持続可能で賢明な利用を推進すべきであることを指摘した。具体的には、(a)猪苗代湖の特性に関する行政の理解の向上と住民、観光客への一般的な普及・啓発、(b)賢明で持続可能な利用の推進の2点を提言した。賢明で持続可能な利用の推進の中で、ラムサール条約登録を目指すことを提言したが、本報告では、その点について解説する。

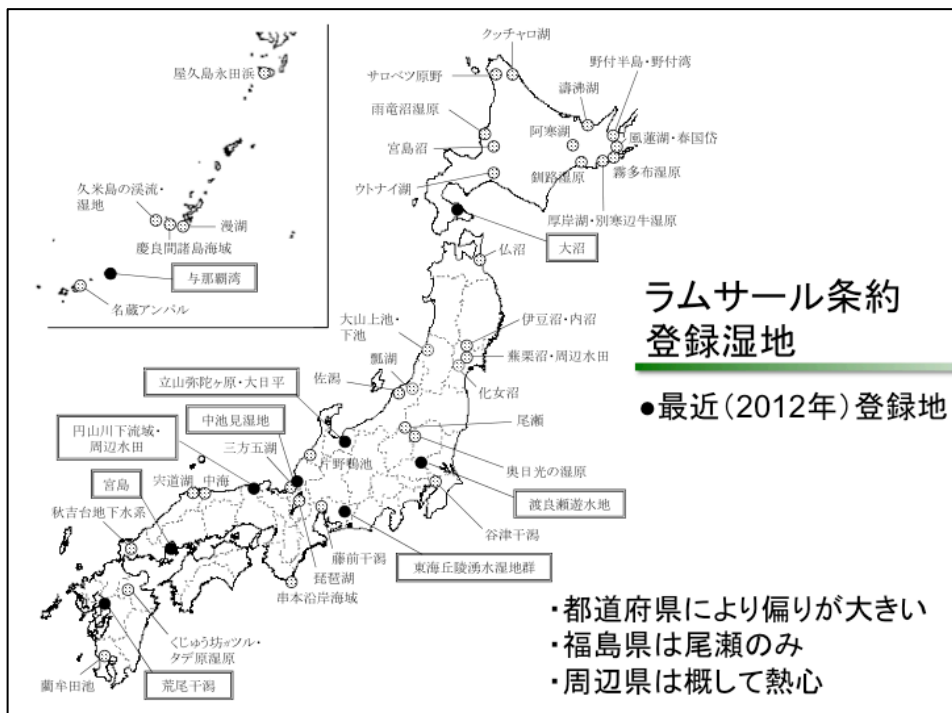
ラムサール条約は、湿地の保全に関する条約で、利用が制限されると捉えられることも多いが、基本的には湿地の保全と持続的な利用との両立を求める条約である。2015年6月現在、要約の締約国は168カ国で、湿地登録数は2,208カ所に達している。日本でも、釧路湿原など50カ所、合計148,002 haの湿地が登録されている（ラムサール条約と登録湿地 <http://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/2-3.html>）。登録されると、国と自治体により保全および湿地の適正な利用を促進するための計画が作成され、実施されることになる。

日本では、(1) ア) 国際的に重要な湿地であること（条約で示された基準のいずれかに該当すること）、イ) 国の法律により、将来にわたって、自然環境の保全が図られること、ウ) 地元自治体などの登録への賛意が得られることの3つの要件が全て満たされると、(2) 環境省と自治体の調整を経て、国により国際的に重要な湿地として指定され、(3) 締約国会議で登録されるという手順で、湿地がラムサール条約に登録される。「ア」国際的に重要な湿地であること」に関しては、国際的に重要な湿地を指定するための9つの基準（具体的な内容は林・佐藤，2015を参照）のいずれか一つに該当すると、「ラムサール条約湿地潜在候補地」（以下、潜在候補地）とされる。基準に該当するかどうかは、環境省の専門家会議「ラムサール条約湿地候補地検討会」が既に検討し、2010年に172ヶ所を潜在候補地として発表している。

猪苗代湖は国際的に重要な湿地を指定するための9つの基準（表2）のうち、基準1（生物地理区（東アジア）を代表する湖沼）と基準6（1%以上のコハクチョウ個体を支える）を満たすとして、潜在候補地に挙げられている。また、猪苗代湖全体が磐梯朝日国立公園の第2種特別地域になっているため、国の法律により、将来にわたって自然環境の保全が図られるという要件も満たしている。地元自治体などから登録への賛意が得られれば、国際的に重要な湿地として国に指定されるための3つの要件の全てが満たされる状況である。猪苗代湖は「磐梯山ジオパーク」の猪苗代湖北東岸エリアと猪苗代湖北西岸エリアの多くのジオサイト

を含む。国際的な認知度を高めるラムサール条約登録湿地と世界ジオパークの両方に登録・認定されれば、相乗効果は大きいであろう。日本において両方に登録・認定されているのは、兵庫県豊岡市の円山川沿いに広がる豊岡盆地の「円山川下流域・周辺水田」と「山陰海岸ジオパーク」の例があるのみで、他にはない。猪苗代湖にはビジターセンター等の施設がなく、散策路も一部でしか設置されていない。そのため、認定や登録がなされた際は、少なからぬ整備が必要となるであろう。

現在までのところ、猪苗代湖のラムサール条約登録を目指す活動は行われていない。しかし、猪苗代湖の環境に関わっている団体は多い。そのため、提言の実現のためには、活動を担う団体が現れるよう、猪苗代湖の環境に関わっている団体を中心に、ラムサール条約の普及や啓発を図ることなどが必要である。



ラムサール条約登録の手順

(1) 国際的に重要な湿地を指定するための9つの基準

(いずれか1つに該当すること)

猪苗代湖は2つ該当

満たすと

「潜在候補地」 猪苗代湖は潜在候補地指定

(2) 日本のラムサール条約湿地の3つの要件

(全てに該当する必要)

猪苗代湖は2つまでクリア
「地元自治体などの登録への賛意」のみ

満たすと

(3) 環境省と自治体の調整を経て、国による指定

(4) 締約国会議で国際的に重要な湿地の登録簿に掲載